

# 調査報告書

令和6年8月30日

福井大学教育学部附属義務教育学校

校長 牧田 秀昭 殿

いじめ調査委員会

委員長 森口 功一

委員 東 琢磨

委員 宮嶋 あゆみ

いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に基づき、貴校を調査対象とする「いじめ調査委員会」において調査した結果について報告いたします。

報告書の内容をご確認いただき、当該事案への適切な対応および同種事案の再発防止等についてご検討ください。

## 内容

第1	概要	4
第2	調査委員会設置までの経緯	4
1	主な経過	4
	(1) 前期課程	4
	(2) 後期課程（7年生）	5
	(3) 後期課程（8年生）	5
2	調査委員会設置までの経緯	6
第3	調査委員会の構成、委員会・調査経過の概要	8
1	調査委員会の構成	8
2	委員会・調査等の経過の概要	8
	(1) 委員会の経過	8
	(2) 聴き取り調査の経過	9
3	調査の概要	9
	(1) 被害生徒の保護者からの聴き取り	9
	(2) 生徒、教諭などからの聴き取り	9
	(3) 関係資料の収集	10
	(4) 留意点	10
第4	本件におけるいじめの有無	10
1	いじめの定義	10
2	被害生徒の保護者から申告のあった各事実についての検討	11
	(1) 事柄①	11
	(2) 事柄②	12
	(3) 事柄③	13
	(4) 事柄④	13
	(5) 事柄⑤	13
	(6) 事柄⑥	15
	(7) 事柄⑦	15

3	いじめ重大事態の認定 .....	16
	(1) いじめ防止対策推進法に基づく重大事態 .....	16
	(2) 本校の対応 .....	16
4	いじめと不登校（長期欠席）との関係.....	16
5	その他のいじめの有無 .....	16
第5	本校の対応に関する評価.....	17
1	前期課程.....	17
2	後期課程（7，8年時） .....	17
3	後期課程（9年時） .....	18
第6	提言.....	19
1	いじめ防止に向けた体系的な対策の実施.....	19
2	より積極的なインクルーシブ教育支援.....	20
3	効果的な情報共有及び相談のあり方の工夫.....	20
4	いじめ調査方法のあり方の再検討.....	21
5	保護者とのやり取りに関するルールの明確化 .....	21
6	資料の作成、保管に関するルールの明確化.....	21
	(1) 重要会議の議事録作成.....	21
	(2) アンケートなどの資料保管期間に関するルール設定.....	22

## 第1 概要

本件は、令和6年(2024年)3月に福井大学教育学部附属義務教育学校(以下「本校」という。)を卒業した生徒(以下「被害生徒」という。)がいじめを受け、後期課程9年時の1年間、不登校(長期欠席)となった事案である。

本校は、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に基づき、本事案の詳細調査の実施、再発防止策の提言等を目的に、「いじめ重大事態に関する調査委員会」(以下「調査委員会」という。)を設置した。

なお、被害生徒を含む関係生徒の氏名については、報告書本文では匿名とし、

## 第2 調査委員会設置までの経緯

### 1 主な経過

#### (1) 前期課程

- ・被害生徒は、2015年4月、本校前期課程に入学。
- ・前期課程5年時から、被害生徒が男子児童から心無い言葉を投げつけられたり、噂話をされるなどのトラブルがあった(後述の事柄⑥)。
- ・5年時夏、被害生徒は、立候補し[REDACTED]となった。
- ・5年時の夏休み明け、被害生徒は夏休みの宿題が終わらず学校に行き渋ることがあった。担任から保護者に「できていなくても登校させてください。」と伝え、被害生徒は登校した(5年時の欠席日数は2日)。
- ・前期課程6年時の11月、[REDACTED]被害生徒[REDACTED]のリストカットが発覚。被害生徒が原因として挙げたのは、「姉との関係によるストレス」であり、いじめの申告はなかった。学校から保護者に対し、部屋を仕切るなどの対応を依頼するとともに、担任が定期的に面談してチェックしていたが、被害生徒がリストカットを繰り返すことはなかった。なお、6年時の欠席日数は1日である。
- ・前期課程において、被害生徒のいじめに関する記録は存在せず、担任など関係教諭も被害生徒がいじめを受けていた認識は持っていない。
- ・複数の関係教諭が、被害生徒の不穏当な独り言(「殺してやりたい。」「むかつくんや。」など)を聞いており、教諭からの問いかけに対し、被害生徒が「何でもないんです。」と答えることがあった。

## (2) 後期課程（7年生）

- ・2021年4月、本校後期課程に進学。
- ・被害生徒は■■■■に入部するも、7年時の5月頃、自らの意思で■■■■に転部した。同部所属の女子生徒は他に1人。  
体格や技術レベルにおいて周りとの差が大きく、被害生徒は「試合に出たくない。」と言うこともあったが、部内でいじめを受けたり孤立したりするような様子はなかった。
- ・6月23日、被害生徒は、全員カウンセリングで本校のスクールカウンセラー（以下「SC」という。）と面談。相談内容は、家庭やプライベートな悩みであり、いじめの申告はなかった。
- ・7月16日、被害生徒は、SCとの個別面談を受ける。左手首に爪を立てる自傷行為の跡があった。被害生徒から「嫌なことを言われたから。」との発言があったが、発言者などの具体的な内容は言わず、対応も求めなかった。面談継続とする。
- ・8月末か9月初旬頃、被害生徒はSCと個別面談。自らの性格の悩み、家族との関係などを話す。いじめの話題は出なかった。
- ・9月の文化祭で、被害生徒は自ら希望して特技の■■■■を披露。
- ・11月頃、被害生徒は、社会創生プログラム■■■■のリーダーに立候補。しかし、チームの活動は順調に進まず、後に分裂する。
- ・11月26日、被害生徒はSCと個別面談。ストレスを感じている様子があった。相談内容は、家庭やプライベートな話題が中心であり、いじめに関する相談は記録されていない。
- ・2022年3月、被害生徒は片頭痛を訴え保健室で休息をとることがあった（2回）。
- ・被害生徒の7年次の出欠状況は、出席日数183日、欠席日数2日（病欠）、遅刻1日、早退5日である。

## (3) 後期課程（8年生）

- ・2022年4月、被害生徒は8年生に進級。前期に学級委員となったが、男子を中心に被害生徒の指示に従わない雰囲気があった。特に生徒■■■■は粗暴な言動が目立ち、周りの生徒に批判や攻撃をして、担任が指導することも多かった。
- ・6月に実施された教育相談アンケートで、被害生徒は部活動について

「体質的に難しくなってきた。」と記載し、「いじめを感じていることがあるか」については「どちらともいえない」と回答した。自由記載欄には「人をなぐりたくてたまらなくなる。」などの記載をしている。

- ・7月5日、被害生徒はSCと個別面談。同じクラスの特定の男子生徒（生徒■と思われる）から嫌なことをされるとの相談あり。具体的には、目の前で内緒話をする、わざとため息をつく、舌打ちをするなど。担任に相談し、指導により少しは減ったとのことであった。
- ・7月（夏休み前）、被害生徒の祖母が学校を訪問し、生徒■による問題行動（舌打ちなど）を相談。学校は生徒■の問題行動（対象は被害生徒に限らない）を認識しており、あらためて情報共有した。
- ・夏休み頃から、被害生徒は■■■■■に行かなくなり退部する。
- ・10月（教育相談月間）、担任が被害生徒に生徒■のことを聞いたところ、改善傾向にある旨の回答があった。
- ・2022年3月1日～3日、修学旅行（関東方面）。
- ・3月2日（旅行2日目）の午前中、■■■■■循環型農業体験プログラムを実施。運搬用コンテナに堆肥を集める作業をしていた際、スコップで生徒■の投げ入れた堆肥が被害生徒の目に入り、被害生徒は他の女子生徒と洗面場に目を洗いに行く（事柄①）。
- ・同日午後、■■■■■バス移動の際、約1時間、被害生徒と生徒■が隣の席になる。その際に両者の間でトラブルがあったという記録や証言はない。
- ・修学旅行後の3月6日（月）から同月20日（月）までの11日間、被害生徒は欠席や早退・遅刻することなく登校していた。この間、被害生徒から学校側（担任、SCなど）にいじめ等の申告はない。
- ・8年次の被害生徒の出欠状況は、出席日数179日、欠席日数3日（病欠）、遅刻0日、早退4日である。

## 2 調査委員会設置までの経緯

- ・2023年4月、被害生徒は9年生に進級。
- ・4月11日（9年生始業式前日）の夕方、「学習塾に行く。」と言って家を出た被害生徒は帰宅しなかった。家族が捜したところ、被害生徒スマートフォンのGPS機能により、勝山市（自宅から約30km、1時間弱）に

いることがわかり、保護者が連れて帰る。

- ・4月12日、保護者から担任に、被害生徒が家出し勝山で発見されたこと、学校を欠席すること、被害生徒がいじめを訴えていることなどを伝える。
- ・4月13日、校内の緊急対応チーム（構成員は、校長、副校長、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、担任、SC）を設置し、情報を共有、対応を検討する。校長から大学関係者（副学長、教育学部長、学園長、担当課長）に報告する。
- ・4月14日、被害生徒と仲の良かった女子生徒から、担任が聴き取り。
- ・同日、ケース会議（構成員は、副校長、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、担任）を開催。被害生徒が学校に復帰しやすい環境づくりをすることなどを決める。
- ・4月13日～同月18日、担任と保護者の間で電話やメールによるやり取りを行う。家庭訪問し被害生徒の話を聞きたいと担任から伝えたものの、保護者から被害生徒の精神状態を考慮すると難しい旨の回答があった。
- ・4月18日、本校は、被害生徒本人の聴き取りができない状況で加害者とされた生徒への個別指導は難しいと判断、学級全体への指導を優先することを決める。
- ・同日、被害生徒のクラス■■■■■■■■■■で、生徒全員を対象にアンケート調査を実施（回答数33人）。被害生徒が人との関わりに不安や悩みを抱え、教室に入りづらくなり1週間欠席していることを踏まえ、被害生徒に関して思い当たることや、各生徒が悩んでいることなどを記載させる。
- ・4月27日、生徒■■■■から聴き取り。
- ・4月28日、生徒■■■■、生徒■■■■、生徒■■■■から聴き取り。
- ・同日、ケース会議開催。
- ・5月2日、ケース会議開催。
- ・5月15日、いじめ重大事態の発生に関する報告（第1報）を提出。本校から文部科学大臣あて。
- ・5月22日、副校長、主幹教諭、学年主任、担任が被害生徒祖母と面談。
- ・6月5日、緊急対応チームの会議に大学教授を招き助言を得る。
- ・9月1日、いじめ重大事態の発生に関する報告（第2報）を提出。
- ・同日、主任から被害生徒父に対し、メールで聞き取り調査の結果を報告。

- ・9月13日、学校から保護者宛てに「これまでの経緯について」と題する調査結果の報告を郵送する。
- ・9月20日、副校長から被害生徒保護者に対し、調査委員会を設置することになったこと、大学の顧問弁護士を委員長とする委員構成を予定していることを伝える。保護者から大学関係者を中心とする人選に疑問の意見が出されたこともあり、人選を再検討。
- ・10月17日、いじめ重大事態の発生に関する報告（第3報）を提出。
- ・11月8日、本校より福井弁護士会に弁護士委員を推薦依頼。
- ・11月下旬、調査委員会の人選完了。

### 第3 調査委員会の構成、委員会・調査経過の概要

#### 1 調査委員会の構成

森口 功一（福井弁護士会 弁護士） 【委員長】  
 東 琢磨（福井県立病院こころの医療センター 医師）  
 宮嶋 あゆみ（福井県臨床心理士・公認心理師協会 公認心理師・臨床心理士）

なお、上記の委員3名は、本校や被害生徒、関係生徒、教諭との間に、特筆すべき利害関係は存在しない。

#### 2 委員会・調査等の経過の概要

##### (1) 委員会の経過

第1回	令和5年12月19日（火）11:00～
第2回	令和6年1月17日（水）13:30～
第3回	令和6年2月20日（火）13:30～
第4回	令和6年3月19日（火）13:30～
第5回	令和6年4月23日（火）13:30～
第6回	令和6年5月20日（月）13:30～
第7回	令和6年6月10日（月）13:30～
第8回	令和6年7月8日（月）10:00～
第9回	令和6年8月5日（月）10:00～
第10回	令和6年8月26日（月）10:00～

※委員会については、第4回を除き委員3名がすべて出席した。



## (2) 聴き取り調査の経過

第1回（被害生徒保護者）	令和6年2月5日（月）10:00～
第2回（関係生徒2名）	令和6年3月13日（水）13:30～
第3回（関係生徒3名）	令和6年3月15日（金）13:00～
第4回（関係生徒4名）	令和6年3月22日（金）13:00～
第5回（教諭4名）	令和6年5月26日（日）13:00～
第6回（学校関係者4名）	令和6年6月17日（月）13:30～

※関係生徒からの聴き取り（第2，3，4回）は各委員が分担して行い、その他の聴き取りについては委員全員で実施した。

## 3 調査の概要

### (1) 被害生徒の保護者からの聴き取り

被害生徒保護者（父、祖母）から聴き取り調査を行うとともに、本件の経過などを記した資料を受領した。

被害生徒本人については、本年2月の段階で、保護者から「聴き取り調査に応じることは困難」との意向が示されており、アンケート用紙を託したが回答を得ることはできなかった。

本年6月に再度、面談またはアンケートへの協力を要請したが、保護者から「本人の気持の整理がつかない状況のため応じることは難しい」旨の回答があった。

よって、調査委員会は、事実関係や気持ちなどについて、被害生徒から話を聞くことはできなかった。

### (2) 生徒、教諭などからの聴き取り

#### ア 生徒

申告があったいじめ被害時期は、前期課程後半（4～6年）と後期課程（7，8年）である。そこで、被害生徒と4年生以降に同じクラスに在籍したことのある生徒（転校した者を除く）82名を抽出し、保護者用説明文と面談承諾書を添えてアンケート用紙を送付した。

上記アンケートの回答や、令和5年4月に■■■■■■■■■■（被害生徒の所属したクラス）で実施したアンケートの回答、被害生徒との関係、保護者の承諾などを考慮し、生徒■■、生徒■■、生徒■■と元クラスメート6名から聴き取り調査を行った。生徒■■の保護者からは面談を固辞する旨の回答があり、聴き取りをすることができなかった。

なお、面談を実施した生徒9名のうち4名は、保護者同席の上、面談を実施している。

#### イ 教諭など学校関係者

本件概要を早期に把握するため、被害生徒と前期課程3年生以降に関わりのあった教諭9名に対し、学校側で聴き取り調査を実施した。

その結果を踏まえ、調査委員会において、5年生以降の担任教諭4名、学年主任(8,9年時)、スクールカウンセラー、校長と副校長(8,9年時)の合計8名から聴き取り調査を実施した。

#### (3) 関係資料の収集

- ・本校が保管している資料の提出を受けた。調査委員会から追加の資料提出を求めることもあったが、「資料不存在」以外の理由で提出を拒否されることはなく、資料の隠匿などをうかがわせる事情はなかった。
- ・被害生徒保護者から、学校側とのメールのやりとり、経緯のメモなどの提出を受けた。

#### (4) 留意点

本調査は、民事・刑事上の責任追及を目的とするものではなく、事案の内容を明らかにし、同種事態の発生防止を目的とするものである。

調査委員会には法的な強制力を伴う権限はなく、任意の協力が得られる範囲での調査に留まるものである。そのため、調査には限界があり、本調査報告書の内容は、そのような調査を前提とするものであることに留意していただきたい。

### 第4 本件におけるいじめの有無

#### 1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法において、「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」(同法第2条第1項)と規定されており、本調査委員会は上記定義に基づきいじめの有無を判断する。

なお、上記定義では、他の児童等(いじめをした側)のいじめの意図や認識は要件とされていないことに留意する必要がある。

## 2 被害生徒の保護者から申告のあった各事実についての検討

結論として、以下の事柄①⑤⑥をいじめと認定し、事柄②③④⑦については認定困難と判断した。

### (1) 事柄①

2023年3月2日(修学旅行2日目)、[ ]で農業体験プログラムが行われた。生徒たちが、牛糞などを混ぜた堆肥を運搬用コンテナに集める作業をしている時に、生徒[ ]の投げ入れた堆肥が被害生徒の目に入った。

ア いじめ認定：認定できる。

#### イ 認定事実

- ・当日、[ ]のある[ ]では、秒速7～8m前後の比較的強い風が吹いていた。
- ・生徒[ ]がスコップで堆肥をコンテナに投げ入れた際、堆肥が被害生徒の目に入った。
- ・その場には、担任、[ ]の女子生徒がおり、その状況を目撃した人も複数いた。
- ・被害生徒は、他の女子生徒と2人で洗面場に目を洗いに行った。
- ・行為の前後で、被害生徒と生徒[ ]が口論などはしていなかった。
- ・被害生徒に伝わる形で生徒[ ]から謝罪がなされることはなかった。
- ・その日の移動中、「生徒[ ]が被害生徒にわざと堆肥をかけた」との話を耳にした生徒がいた。
- ・その日の夜、被害生徒は同部屋の生徒に「堆肥をかけられて嫌だった」などと話をしている。
- ・担任は、生徒[ ]の行為を意図的なものと認識しておらず、学校側がいじめとして対応を検討することはなかった。

#### ウ 評価

- ・委員会の聴き取りにおいて、「(生徒[ ]は)かなりの勢いでかけていた、意図的だったと思う。」と述べた生徒がいた。
- ・一方で「わざとかどうかはわからない。」と述べる生徒もおり、近くにいた担任も「風が強く吹いていて、かかってしまった。」との認識を示した。
- ・生徒[ ]は、「当日は風が強く、雑に堆肥をスコップで投げ入れていたら

被害生徒にかかってしまった。』『ごめん』と言って謝った。」と、意図的ではなく、謝罪した旨を述べている。

- ・生徒■が意図的に堆肥をかけたのかについては、近くにいた者の意見も分かれており、いずれかに確定することは困難である。
- ・一方で、謝罪に関しては、周りにいた複数の女子生徒が「生徒■は謝罪しなかった。」と明確に述べていること、被害生徒が当日の夜に謝罪がなかったことを前提に他の生徒に話をしていること、修学旅行後にも「1週間たっても、ごめんとかもなくて」と被害生徒が話すのを聞いている生徒がいることなどからすれば、少なくとも被害生徒に伝わる形での謝罪はなかったものと判断せざるを得ない。
- ・もし生徒■の投げた堆肥が被害生徒の目に入ったのであれば、たとえ意図的でなく誤って入ったものであっても、すぐに謝罪し、一緒に洗面場に行くなどの積極的な対応をすることが通常であると思われる。しかしながら、上記認定事実のとおり、生徒■がそのような対応をすることはなかった。そうすると、被害生徒が「わざとかけられた」と受け止め、嫌な思いをしたことは無理からぬことである。
- ・生徒■が意図的に堆肥を投げつけたのであれば当然いじめに該当する行為である。たとえ意図的でなかったとしても、被害生徒に伝わるような謝罪などの対応をしなかった生徒■の一連の行動により、被害生徒が精神的な苦痛を感じており、いじめと認定することができる。

## (2) 事柄②

被害生徒が友人と話していると、生徒■が話に割り込み、被害生徒を無視して友人を連れて行ってしまったことがあった（明確な時期は不明であるが7年か8年時と推測される）。

ア いじめ認定：認定できない。

イ 認定事実

- ・具体的な時期、状況、回数などを明確にすることはできなかった。
- ・被害生徒が、本事柄に関し、SC や担任に相談したことはない。
- ・関係生徒からの聴き取りでも、本事柄について被害生徒から相談を受けたことのある生徒はいなかった。

ウ 評価

- ・生徒■からの聴き取りでは、「生徒■は、被害生徒がいるときに限らず、

会話に割り込んできたりすることがあった。」との回答は複数あった。

- ・被害生徒の申告するような事実があった可能性はあるが、具体的な内容が不明であるため、いじめ認定には至らなかった。

### (3) 事柄③

被害生徒が生徒■に色ペンを貸したが、返してもらえなかった（8年時）。

ア いじめ認定：認定は困難である。

イ 認定事実

- ・被害生徒は絵を描くことが好きで、色ペンを持ち歩いていた。
- ・被害生徒と同学年の■■■■■5人（生徒■も含む）が、先輩に渡す色紙を作成するため、被害生徒から色ペンを筆箱ごと借りた。
- ・筆箱は被害生徒に返却されたものの、一部のペンがなくなっていた。

ウ 評価

- ・被害生徒の色ペンがなくなったのは事実と思われるが、それが生徒■の行為（または過失による紛失）によるものと判断することはできなかった。

### (4) 事柄④

畑で活動中に、被害生徒が生徒■から足を踏まれた、ズボンに砂をかけられた。マット運動の準備中に手を踏まれた（7年か8年時）。

ア いじめ認定：認定は困難である。

イ 認定事実

- ・具体的な時期、状況、回数などを明確にすることはできなかった。

ウ 評価

- ・委員会の聴き取りにおいて、本事柄を見たと言った生徒はいなかった。
- ・本事柄について、被害生徒から聞いたことがあると言った生徒はいたものの、直接見たものではなく内容が明確ではなかったため、いじめ認定に足る事実を確認することはできなかった。

### (5) 事柄⑤

前期課程の時から、生徒■が被害生徒を無視したり、舌打ちをしたりするなど強く当たっていた。

ア いじめ認定：認定できる。



(6) 事柄⑥

前期課程の時、下校中に、被害生徒が生徒■から「お前（被害生徒）、俺（生徒■）のことが好きなんだって？ ストーカーか？ ついてくるな。」などと言われた。

ア いじめ認定：認定できる。

イ 認定事実

- ・前期課程の5，6年時、生徒の間で「誰々が誰々を好きなんだって。」などの噂話が広がるがあった。
- ・「被害生徒が生徒■を好き」との噂も流れていた。
- ・被害生徒と生徒■は下校の方向が同じであった。
- ・時期は不明であるが、生徒■が被害生徒に「俺のこと好きなんだな。」といった趣旨のことを言った。
- ・被害生徒または保護者からの申し出により、担任が生徒■に事実確認をし、相手を嫌な気持ちにさせることを言わないようにとの指導をした。

ウ 評価

- ・生徒■自身が本事柄を記憶しており、聴き取りにおいて、被害生徒を傷つけたことに対する反省の気持ちを述べた。
- ・上記言動により、被害生徒が精神的苦痛を感じたことは間違いないと思われるため、いじめとして認定する。

(7) 事柄⑦

生徒■が、被害生徒に関し事実とは異なる様々な噂話を流した（前期課程のことと推測される）。

ア いじめ認定：認定は困難である。

イ 認定事実

- ・被害生徒が、本事柄について、学校や友人に相談したことは確認できなかった。
- ・関係生徒、教諭からの聴き取りにおいて、本事柄を見聞きしたことがある者は存在しなかった。
- ・生徒■も、聴き取りにおいて噂話を流したことを否定した。
- ・上記の点からすれば、本事柄があったことを認定することはできない。

### 3 いじめ重大事態の認定

#### (1) いじめ防止対策推進法に基づく重大事態

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項各号において、重大事態として認定すべき事由が法定されている。本校は、本件が同項第 2 号の「不登校重大事態」に該当するとして、同法第 29 条 1 項に基づき文部科学大臣に発生を報告した。

不登校重大事態における「相当の期間学校を欠席」の判断については、年間 30 日の欠席が一つの目安とされている（文部科学大臣決定「いじめの防止等のための基本的な方針」）。

#### (2) 本校の対応

被害生徒は、9 年生始業式当日である 2023 年 4 月 12 日から欠席し、かつ同日、被害生徒保護者からいじめの申告があった。

本校は、同月 13 日に大学関係者への報告を行い、5 月 12 日（金）に重大事態発生報告書の提出を学長などに説明した上で、同月 15 日（月）付で文部科学大臣宛てにいじめ重大事態の発生報告（第 1 報）を提出している。

同報告は、被害生徒が登校しなくなってから約 1 か月後、いじめ防止対策推進法が定める相当な期間で提出されており、報告の遅延や隠ぺいなどの事実は確認できなかった。

### 4 いじめと不登校（長期欠席）との関係

調査委員会がいじめと認定した事柄のうち、事柄⑥については、前期課程の出来事であること、生徒■と被害生徒が後期課程で同じクラスになっていないことなどから、当該いじめと不登校の関係は薄いと判断した。

事柄①と同⑤については、後期課程 8 年生の出来事であり、これらのいじめによる心理的負荷が不登校の要因となったと考えられる。

それ以外の要因の有無については、被害生徒と面談できなかったこともあり判断することができない。

### 5 その他のいじめの有無

被害生徒保護者からの聴き取りにおいて、被害生徒以外にもいじめを受けていた生徒がいないか調査してほしい旨の要望を受けた。そこで調査委



員会は、他のいじめの有無の確認も念頭に置いて、生徒や教諭から聴き取り調査を行った。

その結果、前期課程において、特定の児童を「菌」扱いしたり、噂話を流したり、格闘ゲームの真似をしたりすること、後期課程においては心ない言動により周りの生徒がつらい思いをしていたことなど、一部児童・生徒による不適切な言動があった事実は認められる。

しかしながら、事柄①～⑦以外の事実について、これ以上の調査や事実認定をすることは調査委員会の役割の範囲外であるため、上記の指摘に留める。

なお、本校から提供された資料によると、過去3年間の長期欠席者数(年間30日欠席)は下記のとおりである(順に、長期欠席者数、全校児童・生徒数、割合)。

R3年度 前期課程	0/397	0%	後期課程	11/317	3.5%
R4年度 前期課程	1/391	0.3%	後期課程	10/319	3.1%
R5年度 前期課程	3/391	0.3%	後期課程	10/317	3.2%

令和4年度の小学校における長期欠席割合(全国)は1.7%、中学校における長期欠席割合(全国)は6.0%である。本校の割合は半分程度であって、高い数字というわけではない。

## 第5 本校の対応に関する評価

### 1 前期課程

児童・生徒間のトラブルや一部生徒の不適切な言動に対し、教諭がその都度指導しており、不適切な対応があったとは認められない(より効果的な対策の必要性については後述の第6提言1, 2参照)。

ただし、被害生徒の前期課程における「いじめアンケート」の回答は保存されておらず、その内容を確認することができなかった。後述のとおり、後期課程卒業後一定期間、全てのアンケートを保管しておくべきである(後述の第6提言6(2)参照)。

### 2 後期課程(7, 8年時)

8年生の夏休み前、生徒■の不適切な言動について被害生徒祖母から担任に相談があった際、担任は席を離すなどの対応をとった。その後、8年生が終わるまで、被害生徒や保護者からいじめの相談はなく、学校として

被害生徒に関して特に積極的な対応はしていない。

調査委員会において、別な対応もあり得たのではないかと考えるのは以下の2点である。

① [ ]での担任の対応

前述のとおり（第4の2(1)ウ）、生徒[ ]が被害生徒に堆肥を投げたのが意図的かどうか確定できないにせよ、堆肥が頭からかかり目を洗いに行かなければならなくなったこと、「わざとやっていた」と明言する生徒がいた状況からすれば、近くにいた担任は、被害生徒が目を洗うときに同行し、周りの生徒から話を聞くなど状況を詳しく確認すべきであった。

誤ってかかったと速断し何も対応をとらなかったため、「先生は近くで見ていたのに何もしてくれない。」と、被害生徒の心理的な苦痛がより大きくなった可能性は否定できない。

②生徒[ ]に対する対応

当該生徒の粗暴な言動に関し、前期課程から関係教諭が指導を重ねていたことは前述のとおりである（第4の2(5)イ）。

後期課程になっても状況は変わらず、面談した生徒の中にも生徒[ ]から心無い言葉を投げつけられ、つらかったと述べた者が複数存在した。生徒[ ]による周りの生徒に対する「圧」「心理的な負担」は大きかったのではないかと推測される。

多くの生徒が我慢できたとしても、全員がその負担に耐えられるわけではない。周りの生徒から丁寧に聴き取りをし、生徒[ ]に対してより積極的な指導をすべきではなかったかと思われる（後述の第6提言2参照）。

3 後期課程（9年時）

被害生徒は、始業式（2023年4月12日）から欠席しており、卒業するまで学校側とのやり取りは一切ない。

被害生徒保護者と主にメールでやり取りしていたのであるが、保護者から、対応が遅く加害者側に甘いなどの指摘があった。

これに対し関係教諭から、申告されたいじめの内容が不明確で調査に入れなかった、まず被害生徒本人の話を聞くことが必要と考えていた、メールでのやり取りはセキュリティ等の観点から慎重にすべきと考えていた、などの説明があった。

上記説明に一定の合理性はあるものの、被害生徒の1日も早い復帰という観点から考えると、申告内容が不明確だとしても迅速に調査を実施し、結果を保護者（被害生徒）に示すという方法も採りえたのではないかと考える（本校が関係生徒とのやり取りを文書にまとめて送付したのは9月11日）。

たとえ簡略な報告であっても、積極的に調査、回答する姿勢を被害生徒側に示すことで、安心して復帰できる材料になった可能性もある。

さらに、いじめ申告のあった事柄①について、被害生徒側は生徒■からわざと堆肥をかけられたと主張しているのに対し、学校側には「生徒■がそんなことをするはずがない。」との思いがあり、その姿勢が被害生徒側に伝わったことで不信感を招くことになった。

意図的であったか確定することはできないとしても、まずは被害生徒側の思いをしっかりと受け止めるという姿勢で接する必要があった。

## 第6 提言

### 1 いじめ防止に向けた体系的な対策の実施

第4の5で示したように、前期課程から8年生まで、生徒間において程度は様々であるが不適切なやりとりがあり、少なくない生徒が学校生活に居づらさを感じていたと推察される。この状況は学校内でもある程度共有されていたが、抜本的な対応策が検討、実施されることはなかった。

本校の不登校割合は全国平均より少ないものの、今後は、学校での心理的安全性を客観的・定期的に測定し、その評価を踏まえた体系的ないじめ・不登校対策を実施していく必要がある。

心理的安全性の測定に関しては、子どもの発達科学研究所が開発した「学校風土調査」のようなツールを使用することが可能である。なお、子どもの発達科学研究所は福井大学子どものこころの発達研究センターが連携施設となっている。

学校や学級における行動問題への対策として、スクールワイドポジティブ行動支援（SWPBS）は、米国の学校単位で行われたランダム化比較試験でいじめ件数の低減効果があることが示されている\*。SWPBSは日本においても徳島県や宮崎県、大阪市吹田市等自治体規模ですでに導入されており、人的リソースの比較的豊富な本校においても実施可能性は高く、

教育研究学校として県内で先陣を切って取り組むべきである。

以上のようなツールやプログラムを本校に導入し定着させるための年次計画を立て、その計画を実施し、進捗を福井大学や PTA 等に学期や年度ごとに報告することを提言する。

\*Waasdorp TE, Bradshaw CP, Leaf PJ. The Impact of Schoolwide Positive Behavioral Interventions and Supports on Bullying and Peer Rejection: A Randomized Controlled Effectiveness Trial. *Arch Pediatr Adolesc Med.*2012;166(2):149–156.  
doi:10.1001/archpediatrics.2011.755

## 2 より積極的なインクルーシブ教育支援

本校は、「目指す子ども像」の理念として「自立・協働・貢献」を掲げており、教育課程の中で生徒たちの力に任せることがしばしば行われてきた。

この指針は、定型発達の子どもの場合には有効な教育指針であるが、対人関係の不得手さや衝動性や不注意といった困難を抱えた生徒においては不適応を引き起こしやすく、いじめの被害者にも加害者にもなりやすい環境を作っていたと思われる。このような特性をもつ生徒の場合は、その生徒の力を引き出すために、生徒間の問題であったとしても教師が手を貸して問題解決に積極的に関わる必要がある。

本校は 2021 年度よりインクルーシブ教育部門を設置している。今後はそういった部門の専門的指導のもと生徒の特性に応じたより積極的な支援を行っていくことを提言する。

## 3 効果的な情報共有及び相談のあり方の工夫

教職員からの聴き取りでは、被害生徒について「気がかりな生徒」であったと複数の者が証言しており、次年度への引継ぎなどをしていたにもかかわらず、本件のような重大事態に至った。

気がかりな生徒に関して、各教諭や SC が得た情報を生徒ごとにまとめるなどして経年的に把握し、学校全体で共有することが重要である。情報技術を用いて各生徒の心の健康を観察し、効果的に共有・活用することも検討すべきである。

生徒が悩んだ時、担任や SC 以外であっても誰にでも相談できる雰囲気や相談体制を整えておくことが望ましい。学校で相談することに抵抗感のある生徒にも配慮し、学校以外の相談窓口を案内するリーフレットを作成、掲示するなどして周知に努めていただきたい。

#### 4 いじめ調査方法のあり方の再検討

本件では、学校側が被害生徒と面談して話を聞くことはできなかった。

保護者からのいじめ申告は、事柄①を除き日時等が明確でなかったこともあり、学校側は、被害生徒から話を聞き、具体的な内容を把握した上で関係生徒の話聞く方針を立てた。

自分の言動がいじめだと認識していない関係生徒から話を聞くにあたり、具体的な申告内容を確認しなければ実効性のある調査ができないと考えた判断には理解しうる面はあるものの、それにより調査の初動が遅れたことは否定できない。

いじめによる不登校という事案の性質からすれば、まずは被害生徒の訴えに寄り添いつつ必ず守るというメッセージを伝えること、なるべく早く復帰できるよう環境整備をすることが重要である。

たとえ申告内容が不明確であったとしても、申告を前提に可能な範囲で迅速に調査を行い、その結果を被害生徒側に示すことが重要である。

#### 5 保護者とのやり取りに関するルールの明確化

本件では、被害生徒保護者がメールでのやり取りを希望したこともあり、保護者とのやり取りはメールが中心であった。本校では、いじめなどのセンシティブ情報をメールでやり取りしたことがなかったため、どこまで情報提供してよいか躊躇し、結果として保護者とのやり取りがスムーズにいかなかったことは否定できない。

生徒の個人情報等重要であることは当然であるが、今後、メール等のツールを用いたやり取りをしていく必要性は高くなるものと思われる。

保護者とのやり取りに関して、どのような手段を選択するか、提供できる情報の範囲、セキュリティ対応などについて、ルールを定めておく必要がある。

#### 6 資料の作成、保管に関するルールの明確化

##### (1) 重要会議の議事録作成

本件のいじめ申告に対し、本校は緊急対応チームを設置し、ケース会議を随時開催するなどして情報共有や方針の協議を行っている。

それ自体は適切な対応であるが、いずれの会議についても、参加者が

各自メモを取るだけで、会議体としての記録が残されていない。

詳細な記録化は困難だとしても、日時、場所、参加者、議題、決定事項などの簡略な議事録が残されていれば、対応を検証する際の有益な資料になる。いじめ申告があった後の会議であることからしても、何らかの形で議事録を残すようにすべきである。

## (2) アンケートなどの資料保管期間に関するルール設定

本校は、いじめ防止基本方針に基づき、前期課程では児童に対し毎月「いじめチェック」を実施し、後期課程でも2か月に1回程度、いじめに関するアンケートを実施している。

しかし、児童生徒から回収したアンケートの保管期間が明確に定まっていないため、被害生徒が提出したアンケートも大半が破棄されており、唯一残っていたのが8年生6月時の「教育相談アンケート」であった。

いじめ事案の調査において、被害生徒や関係生徒のアンケート回答は重要な役割を果たす資料となり得る。

保管場所確保等の問題はあるとしても、回収したアンケートは、少なくとも生徒の卒業後一定期間（例えば1年など）保管することをルール化すべきである。

以上

## 調査報告書(訂正)

令和6年10月10日

福井大学教育学部附属義務教育学校  
校長 牧田 秀昭 殿

いじめ調査委員会  
委員長 森口 功一  
委員 東 琢磨  
委員 宮嶋 あゆみ

当委員会が提出した本年8月30日付調査報告書について、被害生徒保護者との面談を踏まえ、その内容の一部を下記のとおり訂正いたします。

### 記

調査報告書4頁第2の1(1)5番目の項目を訂正(該当箇所は下線部)。

#### 【訂正前】

- ・前期課程6年時の11月、  
被害生徒 のリストカットが発覚。被害生徒が原因として挙げたのは、「姉との関係によるストレス」であり、いじめの申告はなかった。学校から保護者に対し、部屋を仕切るなどの対応を依頼するとともに、担任が定期的に面談してチェックしていたが、被害生徒がリストカットを繰り返すことはなかった。

なお、6年時の欠席日数は1日である。

#### 【訂正後】

- ・前期課程6年時の11月、  
被害生徒 のリストカットが発覚。被害生徒が原因として挙げたのは、「姉との関係によるストレス」であり、いじめの申告はなかった。被害生徒と保護者が相談して部屋を仕切るなどの対応をとるとともに、担任が定期的に面談してチェックしていたが、被害生徒がリストカットを繰り返すことはなかった。

なお、6年時の欠席日数は1日である。

以上